企 画 提 案 説 明 書

1 業務の目的

衛星画像等のリモートセンシングデータとＡＩ解析技術を活用し、広葉樹等（針葉樹も含む）の資源の分布把握及びナラ枯れ被害の早期把握を可能とする実用的なＡＩモデルを構築し、将来的に行政が継続的に活用できる基盤の整備を図る。

2 業務概要

（1）業務名
令和８年度(2026 年度)「広葉樹資源把握及びナラ枯れ被害検出ＡＩモデル構築実証」委託業務
（2）業務内容
内容の詳細は、別紙「企画提案指示書」及び「仕様書」のとおり
（3）履行期限
令和９年(2027 年)２月 26 日（金）
（4）発注者
北海道

3 プロポーザル参加資格

（1）個人、単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（個人、法人、法人以外の団体も含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
（2）個人、単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項各号に掲げる者でないこと。
イ　地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
ウ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
エ　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
オ　暴力団関係事業者等でないこと。
カ　次に掲げる税を滞納している者でないこと。
(ｱ)道税（道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。）
(ｲ)本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
(ｳ)消費税及び地方消費税
キ　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
(ｱ)健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
(ｲ)厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
(ｳ)雇用年金法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出
ク　国内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定営利活動法人、個人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
ケ　コンソーシアムの構成員が個人、単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者ではないこと。

4 手続き等

業務の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する申請者には、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。
（1）担当部課（提出・問合せ先）

北海道水産林務部林務局森林計画課計画推進係
郵便番号 060-8588
札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁本庁舎 11 階
電話：011-204-5497（直通）　ＦＡＸ：011-232-1295
メールアドレス：suirin.shinrin1@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書提出期限
・提出期限：令和８年(2026 年)４月 28 日(火)午後５時（必着）
・提出場所：上記(1)に同じ
・提出方法：持参または郵送（郵送の場合は、簡易書留、書留のいずれかによること。）
なお、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から午後５時まで。

(3) 企画提案書提出期限
・提出期限：令和８年５月 18 日(月)午後５時（必着）
・提出場所：上記(1)に同じ
・提出方法：上記(2)に同じ

(4) 無効となる参加表明書または企画提案書
ア　提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
イ　指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
ウ　記載すべき事項の全文または一部が記載されていないもの。
エ　虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 企画提案書の提出を要請する参加者等への通知（郵送）
提出された参加表明書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には企画提案書の提出要請を通知する。
また、資格要件を満たしていない者には、その旨通知する。

(6) 企画提案を採用する者等への通知（郵送）
提出された企画提案書の内容を審査・評価し、選定について審査の上、採用された者及び採用されなかった者にその旨を通知する。

５ 受託者の決定方法

企画提案者から提案内容を聴取した上で、最も優れた企画提案を選定するため、「令和８年度（2026 年度）「広葉樹資源把握及びナラ枯れ被害検出ＡＩモデル構築実証」委託業務プロポーザル審査会を設置し、６に掲げる評価項目について企画提案者から、企画内容とその考え方を聴取（ヒアリング）し、選定基準に従って採点の上、審査・評価を行い、指名選考委員会で審議のうえ、受託者を決定する。

なお、企画提案者が多数の場合、事前に企画提案書の書面による予備審査を行うことがある。

６　審査・評価項目

企画提案書の審査・評価は、以下の事項について行う。

(1) 業務遂行体制（本業務の実施体制・計画）
ア　実施体制
・ＡＩ技術者、リモートセンシング技術者、森林分野の知見を有する人員が適切に配置されているか
・役割分担及び責任体制が明確であり、業務遂行体制が具体的かつ実現可能で適切か
イ　実施計画
・令和８年度内のＡＩモデル構築までの工程（学習用データ整備、解析、精度検証等）が合理的であるか
・中間報告において整理する内容（精度評価、課題、方向性等）が具体的に示されており、段階的実証計画となっているか
・実証エリアの設定、現地調査地点の配置など、精度検証を行うための実証計画が適切か

ウ　実施スケジュール
・学習用データ整備、ＡＩモデル構築、精度検証、中間報告等の工程が合理的に整理されているか

(2) 業務遂行能力（類似業務の実績・経験）
ア　類似業務実績
・類似の業務実績（ＡＩ解析モデル構築、衛星画像解析等）があり、業務を遂行する能力が期待できるか

(3) 企画提案の内容
ア　広葉樹等の資源把握
(ｱ) 学習用データの整備
・学習用データとして、機械学習への利用が許可されたデータが適切に選定されているか
・森林調査資料や現地調査結果等を活用した学習用データの整備方法が適切か
・道内の樹種構成や地域特性を踏まえた学習用データの設計となっているか
(ｲ) 学習用データの品質管理
・学習用データのラベリング基準が明確に整理されているか
・品質管理方法、誤ラベル防止策などが具体的に示されているか
(ｳ) 解析手法
・衛星画像、多波長情報、植生指数、航空レーザ等の各種データを適切に組み合わせ、広葉樹等（針葉樹も含む）の判別に有効な特徴量設計及び解析手法が提案されているか
・各種データの特性を踏まえたデータ活用方法が整理されており、広葉樹等（針葉樹も含む）の判別に有効な解析手法となっているか
(ｴ) 精度検証の評価設計
・現地調査との比較方法は適切か
・精度評価手法（適合率・再現率等）が妥当か
・設定されている精度目標は合理的か
イ　ナラ枯れ被害木の把握
(ｱ) 学習用データの整備
・学習用データとして、機械学習への利用が許可されたデータが適切に選定されているか
・被害木位置情報や現地調査結果等を活用した学習用データの整備方法が適切か
(ｲ) 学習用データの品質管理
・被害判定基準及び学習用データのラベリング基準が明確に整理されているか
・品質管理方法、誤ラベル防止策などが具体的に示されているか
(ｳ) 解析手法
・衛星画像等の時系列変化、植生指数等を活用した被害検出手法が合理的か
・各種データの特性を踏まえたデータ活用方法が整理されており、ナラ枯れ被害木抽出の解析設計となっているか
(ｴ) 精度検証の評価設計
・道が提供する被害木位置情報を用いた被害木検出精度の評価方法が具体的かつ適切か
・誤検出・見逃し分析方法が整理されているか
・設定されている精度目標は合理的か
ウ　ＡＩモデル設計
(ｱ) モデル構造
・広葉樹等（針葉樹も含む）の判別及びナラ枯れ検出に適したモデル構造・設計が選定されているか
(ｲ) 再学習の設計
・再学習可能なモデル構造となっているか
・第三者による改良が可能な構造となっているか
(ｳ) モデル汎用性
・複数地域への適用を想定したモデル設計となっているか

・道内全域で適用可能なモデル構成となっているか

(ｴ) 説明性・透明性

・モデルの構成、特徴量、学習方法、前処理、パラメータ等は、第三者が理解・再現できる形で整理されているか

・モデルの動作環境が明確に示されているか

エ　その他

(ｱ) 運用環境

・今後の運用にあたり、過度に高度な機器に依存せず、道の利用環境を踏まえた現実的な運用方法が整理されているか

(ｲ) データ管理・情報セキュリティ

・衛星画像、学習用データ、解析結果データ等の管理方法が整理されているか

・情報セキュリティ対策、アクセス管理、バックアップ等が適切に検討されているか

・解析に使用したデータ、解析日時、ＡＩモデル、解析条件等の解析履歴を管理し、解析結果の再現性を確保する仕組みが整理されているか

(ｳ) 将来展開・システム化構想

・ＡＩモデルの将来的な展開（全道展開、システム化等）を見据えた構想が提案されているか

(ｴ) 権利関係

・本業務において作成するＡＩモデル、学習用データ、解析結果データ等の権利関係が整理されているか。

・衛星画像等の利用規約を踏まえたデータ利用方法が提案されているか

７　企画提案書の作成上の留意事項

別紙「企画提案指示書」のとおり。

８　契約に関する基本的事項

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結後に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合は、審査会で審査のうえ、失格とする。失格要件は次のとおり。

ア　企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合

イ　その他、事業を遂行できない重大な理由が発生した場合

(3) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(4) 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途提示する。

(5) 知的財産等の取扱い

別紙「仕様書」のとおり。

９　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

(3) 無効となる提出書類

参加表明書、添付書類及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となる。

ア　提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
イ　指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
エ　虚偽の内容が記載されているもの。

(4) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

プロポーザル審査会（ヒアリング）の日時、場所は別途通知する。企画提案書提出要請の通知受理後にプロポーザル審査会（ヒアリング）への不参加を決めた場合は、その旨連絡すること。

(5) 企画提案参加事業者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加事業者として選定されなかった事業者及び企画提案参加事業者のうち企画提案内容を選定されなかった事業者に対して、その旨を書面により通知する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

４(1)に同じ

(7) その他留意事項

ア　企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
イ　企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
ウ　提出された参加表明は、企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外に無断で使用しないものとする。
エ　提出された書類は、企画提案参加事業者及び企画提案者の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成するものとする。
オ　提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え並びに再提出は認めない。
カ　提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しないものとする。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した事業者に限り返却するものとする。
キ　企画提案事業者として選定された事業者を公表できるものとする。
ク　公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表できるものとする。
ケ　企画提案書作成のために道より受領した資料は、道の了解なく公表することはできないものとする。
コ　業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として道と受託者が協議して決定する。